

( 1 0 年 保 存 )  
F N o . - 21220805  
崎 地 ( 指 ) 第 140 号  
崎 自 ( 指 ) 第 73 号  
平 成 24 年 3 月 22 日

各 部 長 殿  
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

地域警察官職務質問技能指導官等運用要綱の制定について (通達)

本県警察にあつては、地域警察官に対する実戦的な指導・教養を通じて優れた職務質問技能指導官等を育成するとともに、その効果的な運用により地域警察全体の職務質問技能の向上と現場執行力の強化を図り、もって精強な第一線警察の構築を目的として、地域警察官職務質問技能指導官等運用要綱の制定について(通達)(平成19年12月1日付け崎地(指)第1837号)、技能指導班運用要綱の制定について(通達)(平成23年3月16日付け崎地(指)第117号)(以下これらを「旧通達」という。)に基づき、地域警察官職務質問技能指導官等を運用するとともに、地域警察官の職務質問技能向上を図っているところであるが、平成24年春の組織改編により職務質問の技能指導部門である生活安全部地域課地域指導室の「技能指導班」の業務を生活安全部自動車警ら隊に移管することに伴い、見出し要綱を別添のとおり新たに制定し、平成24年3月23日から施行することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は平成24年3月22日限りで廃止する。

## 地域警察官職務質問技能指導官等運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、体系的かつ恒常的な職務質問技能指導体制を構築し、地域警察官に対する実戦的な指導・教養を通じて優れた職務質問技能指導官等を育成するとともに、その効果的な運用により地域警察全体の職務質問技能の向上と現場執行力の強化を図り、もって精強な第一線警察を構築することを目的とする。

### 第2 指導体制等

#### 1 指導体制

職務質問技能指導体制として地域警察官職務質問技能指導官（以下「職質技能指導官」という。）、地域警察官職務質問技能指導員（以下「技能指導員」という。）及び地域警察官職務質問準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）を置く。

職質技能指導官、技能指導員及び準技能指導員（以下「職質技能指導官等」という。）は、関係部門と協議の上、生活安全部地域課（以下「地域課」という。）及び生活安全部自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）並びに警察署に配置するものとする。

#### 2 技能指導係の任務

自動車警ら隊技能指導係の職務質問技能指導官及び技能指導員は、県下の地域警察官に対する職務質問技能指導を実施するものとする。

### 第3 職質技能指導官

#### 1 配置

職質技能指導官には、長崎県警察職員に係る技能指導官に関する訓令（平成7年長崎県警察本部訓令第4号。以下「指導官訓令」という。）及び別に定める技能指導官に関する訓令の実施要領（以下「指導官訓令実施要領」という。）により任命された職務質問等による犯罪の取締りを専門とする技能指導官を充てるものとする。

#### 2 職務

職質技能指導官の職務は、指導官訓令及び指導官訓令実施要領に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 技能指導員等に対する職務質問技能の同行指導
- (2) 職務質問技能及び法令の研究
- (3) 学校教養（初任科、初任補修科及び専科）における指導教養
- (4) 各種講習会等における講義、指導教養
- (5) 職務質問に関する教養資料の作成
- (6) その他職務質問の指導教養に関して必要と認められる事項

### 第4 技能指導員

#### 1 推薦及び指定

- (1) 技能指導員は、準技能指導員の中から、次の基準に基づき生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）が、人格、指導力、職務質問技能等に関する意見を付して地域警察官職務質問技能指導員推薦書（別記様式第1号）により、生活安全部長に推薦する。

- ア 警部補又は巡査部長の階級にある者
- イ 勤務成績が優秀な者
- ウ 職務質問技能及び指導力が優秀な者
- エ 過去3年間の職務質問による犯罪検挙実績が優秀な者
- オ 全国・管区規模の職務質問専科又は他の都道府県職務質問研修若しくは職務質問に関するスキルアップ研修会を修了した者。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
- カ 準技能指導員として1年以上を経験した者
- キ 士気旺盛で人格、識見ともに優れている者

(2) 技能指導員は、地域課長が推薦した者の中から、適格者を地域警察官職務質問技能指導員指定書（別記様式第2号）により、生活安全部長が指定する。

## 2 任期

技能指導員の任期は1年とする。ただし、適格性を再審査の上、再指定することを妨げない。

## 3 職務

技能指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 準技能指導員等に対する職務質問技能の同行指導
- (2) 職務質問技能及び法令の研究
- (3) 学校教養（初任科、初任補修科及び専科）における指導教養
- (4) 各種講習会等における講義、指導教養
- (5) 職務質問に関する教養資料の作成
- (6) その他職務質問の指導教養に関して必要と認められる事項

## 4 解除

(1) 地域課長は、技能指導員が次の事由に該当するときは、地域警察官職務質問技能指導員指定解除申請書（別記様式第3号）により、生活安全部長に指定の解除を申請するものとする。

- ア 職務質問による犯罪検挙実績が低調であるとき。
- イ 職務質問に関する指導教養が低調であるとき。
- ウ 地域警察以外の部門（以下「他の部門」という。）へ異動したとき。
- エ その他技能指導員としての適格性を欠くと認められるとき。

(2) 生活安全部長は、指定解除申請の理由が相当であると認めたときは、地域警察官職務質問技能指導員指定解除書（別記様式第4号）により、指定を解除する。ただし、他の部門へ異動したときは、地域警察官職務質問技能指導員指定解除書による指定の解除を要しない。

## 第5 準技能指導員

### 1 推薦及び指定

(1) 準技能指導員は、所属の地域警察官の中から、次の基準に基づき生活安全部自動車警ら隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）が、人格、指導力、職務質問技能等に関する意見を付して地域警察官職務質問準技能指導員推薦書（別記様式第5号）により、地域課長に推薦する。

- ア 警部補又は巡查部長の階級にある者
- イ 勤務成績が良好な者
- ウ 職務質問技能及び指導力が良好な者
- エ 過去2年間の職務質問による犯罪検挙実績が良好な者
- オ 県の職務質問専科を修了した者。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
- カ 士気旺盛で人格、識見ともに優れている者

(2) 準技能指導員は、署長等が推薦した者の中から、適格者を地域警察官職務質問準技能指導員指定書（別記様式第6号）により、地域課長が指定する。

## 2 任期

準技能指導員の任期は1年とする。ただし、適格性を再審査の上、再指定することを妨げない。

## 3 職務

準技能指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 原則として所属の地域警察官に対する職務質問技能の同行指導
- (2) 職務質問技能及び法令の研究
- (3) 各種講習会等における講義、指導教養
- (4) 職務質問に関する教養資料の作成
- (5) その他職務質問の指導教養に関して必要と認められる事項

## 4 解除

(1) 署長等は、準技能指導員が次の事由に該当するときは、地域警察官職務質問準技能指導員指定解除申請書（別記様式第7号）により、地域課長に指定の解除を申請するものとする。

- ア 職務質問による犯罪検挙実績が低調であるとき。
- イ 職務質問に関する指導教養が低調であるとき。
- ウ 他の部門へ異動したとき。
- エ その他準技能指導員としての適格性を欠くと認められるとき。

(2) 地域課長は、指定解除申請の理由が相当であると認めるときは、地域警察官職務質問準技能指導員指定解除書（別記様式第8号）により、指定を解除する。ただし、他の部門へ異動したときは、地域警察官職務質問準技能指導員指定解除書による解除を要しない。

## 第6 派遣等

### 1 派遣要請等

#### (1) 派遣要請

警察署長（以下「署長」という。）は、自動車警ら隊に配置する職質技能指導官又は技能指導員による同行指導を必要と認めるときは、派遣を要請するものとする。

#### (2) 指導要請

署長は、自動車警ら隊及び自所属以外に配置する技能指導員又は準技能指導員による同行指導を必要と認めるときは、指導を要請するものとする。この場合において、指導を要請する署長は、原則として指導を受けさせる警察官を指導要請先の所

属へ派遣しなければならない。

(3) 派遣又は指導要請手続

署長は、前記(1)及び(2)について、地域警察官職務質問技能指導官等（派遣・指導）要請書（別記様式第9号）により、地域課長を経由して本部長に職質技能指導官等の派遣又は指導を要請するものとする。

2 調整

地域課長は、署長から職質技能指導官等の派遣又は指導の要請があったときは、関係所属長と必要な調整を行うものとする。

3 派遣・指導命令

職質技能指導官等の派遣又は指導の要請を受けたときは、地域警察官職務質問技能指導官等（派遣・指導）命令書（別記様式第10号）により、本部長が派遣又は指導を命ずるものとする。

4 指導結果報告

派遣又は指導の要請による指導を行った職質技能指導官等は、同行指導チェック報告書（別記様式第11号）により、その結果を本部長及び要請元の署長に報告しなければならない。

また、自所属の地域警察官を指導した場合にあっても同様とする。

第7 通知

署長等は、所属の職質技能指導官等が他の所属又は他の部門へ異動となったときは、職務質問技能指導官等異動通知書（別記様式第12号）により地域課長に通知するものとする。

第8 配意事項

- 1 地域課長及び署長等は、職質技能指導官等の指定を受けた者が早期に異動をすることのないよう努めるものとする。
- 2 署長等は、職質技能指導官等の指定を受けた者をその力量が発揮できる係に配置するものとする。
- 3 署長等は、職務質問専科等へ積極的に入校させるなど職質技能指導官等の職務質問に関する技能、知識及び指導力の向上を図るよう努めるものとする。
- 4 署長等は、職質技能指導官等による指導教養の機会を積極的に設け、地域警察官の職務質問技能向上を図るよう努めるものとする。
- 5 署長等は、職質技能指導官等の指導時間を確保するなど指導の成果が上がるよう勤務体制、勤務時間、勤務方法等に配意した弾力的かつ効果的な運用に努めるものとする。

第9 その他

- 1 この要綱に関する事務は、地域課及び自動車警ら隊で行う。
- 2 地域課長は、地域警察官職務質問技能指導官等名簿（別記様式第13号）を作成し、備え付けるとともに、署長等に送付する。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。